

I キャンパスリニューアル計画について

1 キャンパスリニューアルの必要性

キャンパスは……、

大学の諸活動を支える基盤であり、知的創造活動の場としてふさわしい環境を持ち、その教育・研究と一体となって機能するものでなければならない。



筑波大学は……、

大学改革のパイオニアとして、我国で初めて抜本的な大学改革を行いあらゆる意味で「開かれた大学」を理念として設立された大学である。従って、本学のアカデミックプランや組織制度は、従来の大学にとらわれずこの理念に基づき設計されている。また、本学は筑波研究園都市という、我が国のみならず世界的にもユニークな頭脳都市とともに計画され、その中核となることが期待されている。



筑波大学のキャンパスは……、

このアカデミックプランを、キャンパスの建築や屋外環境に具現化するものとして、下記の基本方針により計画されており、現在では我国有数のキャンパスを形成するに至っている

「筑波大学キャンパス計画の基本的考え方(抄)」(昭和47年、筑波大学建設時の基本方針)

- 1 キャンパス計画は多様性に富む大学の諸機能を長期にわたって十分発揮し得るよう総合的になされなければならない。また、研究教育活動の発展変化に柔軟に対応できるよう計画されることが必要である。
- 2 大学の施設・設備については、従来の基準にとらわれることなく、先進的なこの大学の目的を達成するのに必要な高水準のものを実現すべきである。
- 3 大学は立地する都市との間に空間的・機能的な連続性を持つことが必要であり、開放的に計画することが望ましい。また、大人にとっても帰属感を与え得るよう十分な空間構成を持つことが必要である。
- 4 新大学では、自然環境の確保とバランスのとれた密度の高い都市的な空間構成が必要であり、大学人の生活の場にふさわしい、変化と潤いのある景観デザインがなされることが重要である。
- 5 キャンパス敷地のもつ良好な自然環境を長期的に保全するためには総合的な計画をたてることが必要である。
- 6 この広大なキャンパスにおける諸活動を効率よく行い得るように、主要機能を集中的に配置するとともに、構内移動のための有効な手段を検討すべきである。



しかし……、

現在、本学のキャンパスは急速に老朽化が進んでいる。また、大学院重点化をはじめとする大学改革の一層の推進や、グローバル化、情報化、少子高齢化、生涯学習ニーズ、環境問題、大学の構造改革、科学技術基本計画の推進など、その後の新たなニーズや変化への対応が必要となっている。



キャンパスリニューアル計画は……、

キャンパスを総点検し、本学のキャンパスの優れたリソースを活用して、アメニティに優れ本学が目指す教育研究活動と一体となって機能するキャンパス再整備計画の立案と行動計画の策定を目的とする。

2 キャンパスリニューアル計画の策定について

平成 12 年 9 月 26 日
施設委員会

キャンパスリニューアル計画の策定について

1 趣旨・目的

本学は開学以来、先人達の努力により広大な敷地に多くの施設が整備され、緑も豊かに茂り、我が国数のキャンパスを形成するにいたったが、開学 27 年を経て施設の老朽化が急速に進みつつある。また、計画当時と大学の様々な仕組みも変わっており、施設の使い方や有り様を見直す箇所も相当あると思われる。さらに大学を取り巻く環境は、国際化や情報化の進展、大学改革の推進、大学の独法化等、今後一層の変化が予想されるところである。

キャンパスリニューアル計画は、このような状況を踏まえ、キャンパスを総点検し、アメリカに優れ本学が目指す教育研究活動と一体となって機能するキャンパス再整備計画の立案及び行動計画を策定することを目的とする。

2 検討体制

施設委員会の下にキャンパスリニューアル計画部会を置く。部会には分野ごとに次の 5 つのワーキンググループを設け、ここに学内の教職員・学生が参加し検討を行う。なお、ワーキンググループは必要に応じ設置・改編することが出来る。

①マスター・プラン WG

全体計画のとりまとめ

②建物・設備 WG

既存建物・基幹設備の点検・評価及び改善計画の立案

③交通システム WG

道路、ペデ、駐車場等の交通施設の点検・評価及び改善計画の立案

④景観・緑化 WG

キャンパスの景観、緑化等の点検・評価及び改善計画の立案

⑤サイン・アート WG

キャンパス内の案内・表示等の点検・評価及びアートワークの企画、改善計画の立案

3 点検・評価の実施

点検・評価は、キャンパスの現状を調査し改善すべき点を明らかにするとともに、長所を再認識しこれを維持・伸長する役割を持つものとし、各 WG において点検・評価項目を設定し実施する。

4 改善計画の立案

点検・評価及び本学の将来設計等を踏まえ、計画の目標及び基本方針を設定し、それに基づく各施設の改善計画を立案する。

5 実行計画

改善計画に基づき実行計画（アクションプログラム）を策定する。その策定にあたっては、計画の規模・所要な予算額に応じ、①概算要求を伴う事業、②学内予算措置により実施する事業、③ボランティア等の活用により実施する事業、④その他、民間資金の活用等の多様な手法を活用して実施する事業など、実現性を高めるための複数のプログラムを検討する。

また、実行計画は改善計画の立案を待たず、その過程において実施可能なものについて順次実施する。

キャンパス・リニューアル計画の策定について（全体のスキーム）

本学の基本の方針と本学を取り巻く状況

筑波大学の建学の理念

- あらゆる意味で開かれた大学の実現
- 多様性・柔軟性を持った新しい教育・研究機能と組織の開発
- これを実施する責任ある管理体制の確立

筑波大学の将来設計

- 大学院重視の大学、研究重視の大学
- 体育・芸術分野を擁するバランスの取れた総合大学
- 豊かな教養とグローバルリテラシー教育を重視する大学
- 環境を重視する大学
- 豊かで快適で、大学のコンセプトが見えるキャンパス

図書館情報大学との統合

- 「開かれた大学」としての両大学の理念を堅持し、新しい学際的な教育・研究分野を切り開き、個性豊かな総合大学としてさらに発展することを目指す

将来設計検討委員会

- 教育・研究の一層の高度化・活性化を図る観点から本学の将来設計を企画立案する

平成 13 年度筑波大学年次計画（施設関係）

- 大学のコンセプトが見え、環境に配慮したキャンパスの再整備
- 効率性・安全性・快適性等の点検評価と改善・効果利用
- 大学院教育の充実・強化に向けた施設の整備
- キャンパス・リニューアル計画の策定と実行

研究学園都市との連携・交流

- 連携大学院方式による教育研究（学園都市全てがキャンパス）
- TARA（地域創造センター）を始めとする産・官・学連携の推進
- 社会人教育・生涯学習の推進
- （研究者リソース教育はじめ、夜間大学院、豊富な公開講座アワーム）

計画目標の設定

大学の基本的コンセプトが感じ取れ、アクティビティとアメニティに優れたキャンパスの実現

検討分野の設定、検討体制の整備

施設委員会

- └ キャンパス・リニューアル計画部会
 - マスター・プラン WG
 - 建物・設備 WG
 - 交通システム WG
 - 景観・緑化 WG
 - サイン・アート WG

計画に係る重要事項を審議

- ：キャンパス・リニューアル計画のとりまとめ
- ：既存建物・設備の点検評価、改善計画の立案
- ：歩行者、自転車、自動車、公共交通機関等の交通施設の点検評価、改善計画の立案
- ：キャンパスの景観・緑化の点検評価、改善計画の立案
- ：キャンパス内の案内・表示の点検評価及びアートワークの企画、改善計画の立案

点検・評価の実施

○「筑波大学自己点検・評価規則」（平成 5 年規則第 6 号）に基づく実行

- 学生を含め全学参加型での点検・評価の実施（キャンパスに対する全学の意識高揚と、参加型事業展開への布石）
- 点検・評価の視点：本学の教育研究活動の場であるキャンパスの現状を客観的に把握するとともに、建学の理念・目的に照らして、その現状を点検・評価し、改善すべき点を明らかにするとともに、さらに将来的ビジョンをも検討し、それに沿って、不断に改善・改革を行うために必要な事柄を明らかにする。また、本学の長所・誇るべき点を明らかにし、これを維持・伸長させることを目的とする。

改善計画の立案

点検・評価に基づくキャンパス・リニューアル計画（案）の立案

- 1 計画の目標と基本方針：計画目標、計画の基本方針、基本計画（マスタープラン）、年次計画等
- 2 建物・設備計画：建物の整備・利活用計画、機能向上、老朽改修・予防保全計画、供給処理計画、省エネ・省資源計画等
- 3 交通施設計画：歩行者、自転車、自動車、公共交通計画、駐車・駐輪場計画、バリアフリー計画等
- 4 景観・緑化計画：広場・緑地計画、花木等の整備・維持管理計画、自然環境の保全計画等
- 5 サイン・アート計画：サイン計画、アート計画、外灯・ストリートアート等の計画等

改善計画の実行（アクションプログラム）

改善計画に基づき、計画内容に応じて下記のプログラムに分類するとともに、整備中長期計画を策定し、実施に向け行動

- 1 概算要求が必要な事業
- 2 学内予算措置により計画的に実施する事業
- 3 小規模で学内措置により実施可能な事業
- 4 ボランティア等の活用により実施する事業
- 花壇・アートなど、ボランティア等の協力で実施可能な事業については、経費・組織等を整備の上、速やかに実行する。
- 5 その他、民間資金の活用等多様な手法を活用して実施する事業
- 駐車場の利用者負担、PFI による食堂・学生寮の整備、トラスト制度の創設等について検討し実施可能なものから実行する。

3 筑波大学施設の有効活用に関する基本方針

施設委員会では、キャンパスリニューアル計画の策定の決定（平成12年9月26日）に引き続き、以下に示す「筑波大学施設の有効活用に関する基本方針」を定めた。この基本方針は、キャンパスリニューアル計画の根幹をなす基本的な考え方となっている。

平成13年1月30日
施設委員会

筑波大学施設の有効活用に関する基本方針

1. 筑波大学の敷地及び施設は、本学全体の共有財産として位置づけ、その有効利用を図る。
2. 各施設の管理者は、施設の有効利用を図るため、定期的に施設の利用状況等の点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
3. 施設の新築又は増築を行う場合は、上記2の点検・評価による使用面積の再配分など既存施設の効率的利用に関する検討を踏まえた計画を策定するとともに、原則として、全体整備面積の20%以上を全学共用スペースとして確保するものとする。
4. 施設の新築又は増築等による従前の利用者の移転及び組織の廃止等に伴い生じた跡スペースについては、施設委員会が必要に応じて当該施設の管理者と協議の上、利用計画を策定するものとする。
なお、利用計画の策定に当たっては、原則として、跡スペースの全体面積の20%以上を全学共用スペースとして確保するものとする。
5. 上記3又は4により確保された全学共用スペースは、本学教官等が行うプロジェクト研究等その他教育又は研究を目的とする場合に利用することができるものとし、利用期間、手続き、その他当該スペースの運用方法については、別に定める。

※管理者とは国有財産取扱規程第3条の学群長等をいう。

4 キャンパスリニューアル計画の視点と位置付け

近年、社会や学術研究の変化・進展は大きくかつ急速であり、大学に対するニーズも多様化している。筑波大学はこれらの期待や要請に責任を持って応え、一層の充実とさらなる高度化・個性化を推進していく必要がある。このためには、大学は点検・評価に基づく明確なビジョンを持ち、これを実現するため、①アカデミックプラン(教育・研究計画)、②フィジカルプラン(物的計画)、③キャピタルプラン(財務・実行計画)、④実行体制等からなる「大学の全体設計」が必要である。

「キャンパスリニューアル計画」は、この大学の全体設計の内のフィジカルプランの一部であり、既存施設の点検・評価を踏まえ、本学のキャンパスが持つ優れたリソースを活用しつつ、21世紀の本学の新たなキャンパス像を提案するものである。

